

## ゆとりワイド

平成 23 年 12 月 1 日現在

|  |  |
|--|--|
| 商 品 名  | <ul style="list-style-type: none"> <li>年金受給者限定定期預金 <ul style="list-style-type: none"> <li>預入金額 300 万円以内…… ゆとりワイド A</li> <li>預入金額 300 万円超…… ゆとりワイド B</li> </ul> </li> </ul>   |
| 販 売 対 象  | <ul style="list-style-type: none"> <li>当金庫の営業店に公的年金の受取口座を開設し、かつ、継続して受取りをしている方。</li> <li>もしくは、受け取る事が確実に見込める方。(変更手続の完了が確認されている方。)</li> </ul>   |
| 期 間  | <ul style="list-style-type: none"> <li>定型方式…1年</li> <li>自動継続(元金継続)の取扱いとなります</li> </ul>   |
| 預 入<br>(1) 預 入 方 法<br>(2) 預 入 金 額<br>(3) 預 入 単 位     | <ul style="list-style-type: none"> <li>一括預入</li> <li>ゆとりワイド A…… 100 円以上 300 万円以内</li> <li>ゆとりワイド B…… 300 万円超</li> <li>1 円単位</li> </ul>   |
| 払 戻 方 法  | <ul style="list-style-type: none"> <li>満期日以後に一括して払戻します。</li> </ul>   |
| 利 息<br>(1) 適 用 金 利<br><br>(2) 利 払 方 法<br>(3) 計 算 方 法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>固定金利</li> <li>契約時に店頭表示のスーパー定期 1 年ものを、預入金額別に応じて以下のとおり上乗せし満期日まで適用します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>預入金額 300 万円以内…… 0.20%</li> <li>預入金額 300 万円超…… 0.10%</li> </ul> </li> <li>自動継続後の利率は、継続日における店頭表示のスーパー定期 1 年ものを、預入金額別に応じて上記のとおり上乗せし満期日まで適用します。</li> <li>満期日以後に一括して支払います。</li> <li>付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算を行います。</li> </ul> |
| 税 金  | <ul style="list-style-type: none"> <li>利息には 20% (国税 15%、地方税 5%) の税金がかかります。(ただし、マル優を利用の場合は除きます。)</li> </ul>   |
| 手 数 料  | ——   |
| 付 加 可 能<br>特 約 事 項                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>個人の方は、マル優の取扱いができる場合がありますので、窓口でご確認ください。</li> </ul>   |

|                           |   |
|---------------------------|---|
| <p>中途解約時の<br/>取扱い</p>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として満期日前に解約することはできません。</li> <li>・ 満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。</li> </ul>   |
| <p>金利情報の<br/>入手方法</p>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。</li> </ul>   |
| <p>苦情処理措置・<br/>紛争解決措置</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理部（9時～17時、電話：0120 - 370 - 744）にお申し出ください。</li> <li>・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 0031）、第一東京弁護士会（電話：03 - 3595 - 8588）、第二東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 2249）、金沢弁護士会（電話：076-221-0242）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 3517 - 5825）にお申し出ください。</li> </ul> |
| <p>その他参考と<br/>なる事項</p>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「総合口座」の担保とすることはできません。</li> <li>・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</li> <li>・ 預金保険制度の対象預金となります。</li> <li>・ 預金保険によって、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。なお、当金庫に複数の口座がある場合は、元本を合計して元本1,000万円までとその利息が対象となります。</li> </ul> <p>ただし、元本の合計には決済用預金（当座預金、無利息型普通預金）は含まれません。</p>   |